

介護タクシー ねこのて

救援事業申込書

フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日 (満 歳)
電話番号		携帯電話	
住所	京都府京丹後市		
利用するサービス (料金)	希望実施日： 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 申込日と同日) サービス番号(裏面記載) : _____ 料金 : _____ 円 (予定額) A _____ 分 B _____ 分		

私（申込者）は上記のとおり、『介護タクシーねこのて』が実施する救援事業の利用を申し込みます。

申込日： 年 月 日

申込者氏名：

=====

なお、本サービスの利用にあたっては別紙利用規約を申込時に交付しますので、必ずご確認、ご了承のうえご利用ください。また、当サービスは京都運輸局へ届出をおこなったうえで実施していますので、届出していない事業は実施できません。ご了承ください。

介護タクシー ねこのて 町田真奈美

サービス一覧 (京都運輸局届出済)

A : 1 ~ 3 ⇒ 30分 1500円

- 1 買い物代行
- 2 薬受け取り
- 3 病院予約代行

B : 4 ~ 7 ⇒ 10分 1000円

- 4 家事代行・援助
- 5 身体介護 (おむつ交換・食事介助・トイレ誘導・更衣介助など)

※当該サービスは介護福祉士の資格を有する者によって実施します

- 6 安否確認 ※定期利用可能
- 7 服薬確認 (安否確認含む) ※定期利用可能

※定期的な利用に関しては申込書の余白に希望の頻度 (曜日など) を記載してください。

介護タクシー ねこのて 救援事業 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」という）は介護タクシーねこのて（事業者 町田真奈美）（以下、「甲」という）が実施する、買い物代行等の業務「介護タクシーねこのて救援事業」（以下、「当事業」という）の利用条件を定めるものです。甲は本規約の従ってサービスを実施し、別紙救援事業申込書記載の申込者（以下「乙」という。）は、本規約に同意する場合のみ本事業を利用できます。

第1条（事業の適用、目的）

本事業は、病気、高齢、身体および精神障がい、身体の衰えなどにより、日常生活の一部が困難になっている方に向けたサービスです。そのため、健康な方や、障がい等を抱えていない若年の方による利用はおこなっておりません。よって、事業者の判断により、利用をお断りすることがあります。また、希望されるサービスの内容が事業者の技術的・体力的に実現が難しいと判断される場合、拘束時間が介護タクシー事業の実施を妨げる程度である場合にも利用をお断りすることがあります（介護タクシーとして、運輸局の許可を得た車両による救援事業は、介護タクシー事業を妨げない範囲で実施されなければならないとされています）。

第2条（業務の内容）

1. 当事業の業務内容は別紙救援事業申込書の裏面に列挙されたものとするが、その具体的な内容については下記のとおり
 - (1) 買物及びクリーニング店利用の代行
 - (2) すでに処方箋が発行された薬について乙の代わりに病院・薬局・ドラッグストアなどで受取り、それを速やかに乙に届けること
 - (3) 病院等の受診について、乙の代わりに病院等に赴き、予約を取り付けること
 - (4) 掃除、料理、洗濯、室内外の整理及び家事支援
 - (5) おむつ交換・食事介助・トイレ誘導・更衣介助・移乗介助など接触を伴う身体介護（但し、これらの行為は介護福祉士の資格を有した者のみが実施します）
 - (6) 安否確認
 - (7) 医療機関によって処方された医薬品の服薬管理・確認
 - (8) その他前各号に附帯関連する業務
2. 前項に掲げる本件業務の内容は、以下の業務を含まないものとする。
 - (1) 法令上の許認可が必要な業務であって乙が当該許認可を保持しない業務
 - (2) 高所作業
 - (3) 医療機関によって処方された医薬品以外の薬品又は危険物の取扱い又は移動運搬作業
 - (4) 10kg以上の重量物の取扱い及び移動運搬作業

- (5) 貴金属又は有価証券の取扱い
 - (6) 乙自身が乗車を要するもの（これらについては甲が実施する介護タクシー事業を利用することでサービスを受けることができる）
 - (7) 愛玩動物（ペット）の世話
3. 本件業務を行う日時及び場所については、甲が乙と協議の上、別途定めるものとする。
 4. 甲は、乙に対し、本件業務を行った日時及び場所の実績を報告するものとする（報告の方法については随時甲乙の協議によって定める）。
 5. 前各項にかかわらず、甲は、乙との協議等に基づいて裁量により本業務の全部又は一部を拒絶することができるものとする。

第3条（契約期間および規約の交付）

1. 本契約の契約期間は、申込書に記入された利用内容に係る業務が完了するまでとする
2. 複数回もしくは継続して利用する場合、乙はその都度申込書に依頼する内容を記入し、利用の意思および利用内容を申し出なければならない。
3. 2回目以降の利用においては、乙はすでに本規約の内容に同意したものとして、甲は規約記載の書面の交付を省略することができる。ただし、規約内容を改定した場合、甲は改定後の規約記載書面を乙に交付し、その改定内容を説明しなければならない。

第4条（料金の支払い）

1. 甲は業務完了後、料金を請求することができるが、乙が了承する場合にのみ事前に料金を受け取ることができる。
2. 支払方法は甲の定めるところによるが、その支払方法は事前に乙に明示されなければならない。
3. 買い物代行等で実費を要するものについて、甲が立替を行うか、事前に乙が一定の金銭を預託するかは甲乙の協議により決めることとするが、甲が乙から預託を受ける場合、甲は必ず乙に預託金領収書を交付しなければならない。また、預託金から実費を拠出した場合、その内容を正確に記した精算書を交付しなければならない。
4. 天候・災害等、甲の責めに帰すべき事由なく業務が完了しなかった場合、乙は業務の遂行の程度に応じて料金を請求することができる。また、乙の都合により、業務の中断の申出があった場合、乙が物品等返却を求めたことにより業務の遂行できなくなった場合も同様とする。

第5条（物品の貸与およびその損害賠償責任）

1. 甲は、業務の内容に応じ乙から了承を得て貸与・開示された資料、機器等物品がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、又は乙からの要請があった場合、甲は貸与された資料、機器等をすみやかに乙に返却するものとする。

3. 貸与された物品等を通常の使用方法によって使用をするかぎりにおいて、その物品が破損した場合、甲は損害賠償責任を負わない。また、その物品が経年劣化をしていた場合の破損についても同様に損害賠償責任を負わない。
4. 乙は複雑な使用方法の道具等については、適切にその使用方法を説明するものとし、説明が適切になされなかったために物品の破損・故障が生じた場合、甲に対し損害賠償責任を追究することはできない。

第6条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して乙から甲へ提供された利用者情報、技術上、人事上その他すべての情報、利用者宅で知り得た情報を含む本件業務に関連して知り得た情報を意味する。
2. 甲は、乙から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
3. 甲は機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に乙から書面による承諾を受けなければならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後又は期間満了後も有効に存続する。

第7条（権利の侵害）

甲は、本件業務を行うにあたり、乙及び第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、損害を与えないよう留意するものとし、故意又は過失により乙又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。なお、本件業務に関連して甲と第三者との間で紛争が生じた場合、甲が自己の責任と負担において処理・解決するものとする。

第8条（報告義務）

1. 甲は乙の請求があるときは、口頭又は書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。
2. 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を甲が知った場合、甲は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに乙に報告し、乙と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

第9条（委託の禁止）

甲は、乙による事前の書面による承諾がない限り、本件業務の全部又は一部を第三者に委託できない。

第10条（協議事項）

本契約に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

第11条 連絡先

本契約に基づくと事業者宛の通知または連絡先は、以下のとおりとします。

事業所：〒629-3112 京丹後市網野町掛津1008番地

Tel: 0772-72-3700